

別表2

監視指導事項（旅館業）

注) 1 文頭の片括弧数字は法令に基づく事項を示し、同様に片括弧アルファベットは衛生等管理要領及び公衆浴場における水質基準等に関する指針（以下「要領」及び「指針」という。）に基づく事項を示す。

2 要領及び指針から引用した項目については、構造設備、維持管理面から望ましい事項として指導すること。

※ 掲載した事項の内、複数の項目にまたがるもの並びに再掲が必要と思われる事項は、特に断らず再掲する。

《旅館・ホテル営業》

A 構造設備

1. 換気・採光・照明

1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。（令第1条第1項第3号）

a) ロビーを設ける場合は、くず箱、灰皿等の喫煙設備を備え、又は専用の喫煙場所を設け、かつ清掃が容易に行える構造であること。喫煙場所は床面を難燃性材料で築造するなど適切な不燃措置を講じ、汚染空気を直接施設外に排出できる局所排気装置を備え付けている構造であること。（要領Ⅱ第1-9）

b) 機械換気設備及び空気調和設備の外気取入口は、汚染された空気を取り入れることがないように適当な位置に設けること。（要領Ⅱ第1-28(1)1）

c) 給気口及び排気口（排気筒の頂部を含む。）には、雨水又は昆虫、鳥、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防止するための設備を備え付けること。

（要領Ⅱ第1-28(1)7）

2. 排水・防湿

1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。（令第1条第1項第3号）

a) 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に設けないこと。

ただし、衛生上支障がないよう適当な措置が講じられているものは、この限りでないこと。（要領Ⅱ第1-3）

3. 客室

1) 1 客室の床面積は7m²（寝台を置く客室にあっては9m²）以上であること。

（令第1条第1項第1号）

2) 客室の外部から客室の内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。（条例第2条第2号）

a) 衛生上支障がない場合を除き、客室は地階に設けてはならないこと。また、窓のない客室を設けないこと。（要領Ⅱ第1-11(3)）

4. 寝具及び収納設備

1) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。

（条例第2条第6号）

5. 洗濯室

a) 洗濯室を設ける場合は、洗濯物の量に応じ適切に処理することができるよう適当な広さ及び洗濯設備を有し、その他の構造設備については、「クリーニング所における衛生管理要領について」に準ずるものとする。（要領Ⅱ第1-21）

6. 洗面所

1) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

（令第1条第1項第5号）

2) 洗面設備には、飲用に適する水を供給すること。（条例第7条第3号）

a) 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、適当な数を有すること。

（要領Ⅱ第1-15(2)）

7. 面接設備（玄関帳場）

1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

（令第1条第1項第2号）

2) 上記1)の省令で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

ア 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。

イ 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外
の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。（規則第4条の3）

a) 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の要件を満たす玄関帳場
又はフロントを有すること。ただし、⑤の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロント
に代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場またはフロントを設
置しないことができる。（要領Ⅱ第1-8）

① 玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の
出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。

② 事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造
であること。

③ 玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に
対する構造の部屋を玄関に付設することができること。

④ モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場またはフロントとして、
施設への入口、または宿泊しようとする者が当該施設を利用するときには必ず通過する
通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備（管理棟等）を設け
ることができること。

⑤ 次のすべての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていないこと。

ア) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されて
いること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、
その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制
を想定しているものであること。

イ) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の
確認を常時鮮明な画像により実施すること。

ウ) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

8. 浴室等

1) 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認める場合を除き、宿
泊者の需要を満たすことのできる適当な規模の入浴設備を有すること。

（令第1条第1項第4号）

a) 浴室（脱衣室を含む。）の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそ

その構造であってはならないこと。(要領Ⅱ第1-12(1))

b) 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

(要領Ⅱ第1-12(2))

c) 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。(要領Ⅱ第1-12(4)1))

d) 脱衣場を設ける場合は、適当な数の洗面設備及び衣類を収納する保管設備を有すること。(要領Ⅱ第1-14)

(※ サウナ室及びサウナ設備)

e) サウナ室及びサウナ設備は次による構造であること。(要領Ⅱ第1-12(5))

- ① 利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること。
- ② 換気を適切に行うため、排気口は適当な位置に設けること。
- ③ 室内又は設備内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
- ④ 放熱パイプは直接身体に接触しない構造であること。
- ⑤ 入浴上の注意にかかる表示をよく見える場所に掲示すること。

(※ 共同の入浴設備の要件)

f) 原則として男女別に分け、各一ヶ所以上のものを設けること。(要領Ⅱ第1-12(3))

g) 入浴者の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設置すること。

(要領Ⅱ第1-12(4)2) f)

h) ろ過器を設置する場合は、以下の構造設備上の措置を講ずること。

(要領Ⅱ第1-12(4)2) g)

- ① ろ過器は、浴槽ごとに設置することが望ましく、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過機内のごみ、汚泥等を排出することが構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
- ② 浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし

込む構造とすること。

③ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。

④ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

i) オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー環水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は地下埋没を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。（要領Ⅱ第1-12(4)2)k)

j) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても、55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。貯湯槽は完全に換水できる構造とすること。

（要領Ⅱ第1-13(2)）

k) 脱衣場が付設されていること。（要領Ⅱ第1-14）

9. 便所

1) 適当な数の便所を有すること。（令第1条第1項第6号）

2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。（条例第2条第4号）

a) 手洗設備は、要領Ⅱ第1-15（洗面所）に係る基準に準じて設けること。

（要領Ⅱ第1-16(1)）

10. ロビー、調理室等

1) 当該施設に近接して飲食店がある等飲食に支障を来さないと認められる場合を除き、適当な規模の調理室を有すること。（条例第2条第5号）

a) ロビーを設ける場合は、適当な広さを有し、くず箱、灰皿等の喫煙設備を備え、又は専用の喫煙場所を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。喫煙場所は、床面を難燃性を有する材料で築造するなど適切な不燃措置を講じること。（要領Ⅱ第1-9）

1 1. 暖房設備

- 1) 当該施設の規模に応じた適当な暖房設備があること。(条例第2条第3号)
 - a) 密閉式その他半密閉式等室内の空気を汚染するおそれがないものを備え付け、開放型のものは置かないこと。(要領Ⅱ第1-29)

1 2. 給水設備

- a) 水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。(要領Ⅱ第1-23(1))

1 3. その他

- 1) 法第3条第3項各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことをさえぎることができる設備を有すること。(令第1条第1項第7号)

2) 施設の外壁及び屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。

(条例第2条第1号)

- a) ねずみの侵入を防止するため外部に開放する排水口、吸排気口等に金網を設けるなど必要に応じて適当な防除設備を有すること。(要領Ⅱ第1-4)
- b) 外部に開放される窓等には、金網等を設けるなど衛生害虫の侵入及び防止を図るための有効な防除設備を有すること。(要領Ⅱ第1-5)
- c) 廊下、階段(踊り場を含む。以下同じ。)は、適当な幅、高さ及び踏面を有し、清掃が容易に行える構造であること。また、階段には高齢者等の安全確保のため必要に応じ手すり等の設備を設けることが望ましい。(要領Ⅱ第1-10)

《簡易宿所営業》

A 構造設備

1. 換気・採光・照明

- 1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。(令第1条第2項第3号)
 - a) ロビーを設ける場合は、くず箱、灰皿等の喫煙設備を備え、又は専用の喫煙場所を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。喫煙場所は床面を難燃性材料で築造するなど適切な不燃措置を講じ、汚染空気を直接施設外に排出できる局所排気装置を備え付けている構造であること。(要領Ⅱ第2-8：同第1-9)
 - b) 機械換気設備及び空気調和設備の外気取入口は、汚染された空気を取り入れることのないように適当な位置に設けること。(要領Ⅱ第2-8：同第1-28(1)1)
 - c) 給気口及び排気口(排気筒の頂部を含む。)には、雨水又は昆虫、鳥、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防止するための設備を備え付けること。
(要領Ⅱ第2-8：同第1-28(1)7)

2. 排水・防湿

- 1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。(令第1条第2項第3号)
 - a) 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に設けないこと。ただし、衛生上支障がないよう適当な措置が講じられているものは、この限りでないこと。(要領Ⅱ第2-8：同第1-3)

3. 客室

- 1) 客室の延床面積は、 33m^2 (宿泊者の数を10人未満とする場合には、 3.3m^2 に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。(令第1条第2項第1号)
- 2) 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔はおおむね1m以上であること。
(令第1条第2項第2号)
- 3) 多数人で共用する構造又は設備を有しない客室にあっては、外部からその内部を監視し、又はのぞくことができる設備(換気又は採光のための窓その他の設備を除く。)が設けられていないこと。
(条例第3条第2号)

4. 寝具及び収納設備

- 1) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。
(条例第3条第6号)

5. 洗濯室

- a) 洗濯室を設ける場合は、洗濯物の量に応じ、これを適切に処理することができるよう適当な広さ及び洗濯設備を有し、その他の構造設備については、「クリーニング所における衛生管理要領について」に準ずるものとする。 (要領Ⅱ第2-8：同第1-21)

6. 洗面所

- 1) 宿泊者の需要を満たすことのできる適当な規模の洗面設備を有すること。
(令第1条第2項第5号)
- 2) 洗面設備には飲用に適する水を供給すること。(条例第7条第3号)
 - a) 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、適当な数を有すること。
(要領Ⅱ第2-5：同第1-15(2))

7. 面接設備（玄関帳場）

- 1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応並びに宿泊者名簿の正確な記載及び宿泊者との間の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を有すること。
(条例第3条第3号)
 - a) 適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。
ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。
 - ① 玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
 - ② 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。(要領Ⅱ第2-2)

8. 浴室等

- 1) 近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。(令第1条第2項第4号)
 - a) 浴室(脱衣場を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。(要領Ⅱ第2-4：同第1-12(1))
 - b) 清潔で衛生上支障のないよう、清掃が容易に行える構造であること。
(要領Ⅱ第2-4：同第1-12(2))
 - c) 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。(要領Ⅱ第2-4：同第1-12(4)1))
 - d) 脱衣場を設ける場合は、適当な数の洗面設備及び衣類を収納する保管設備を有すること。(要領Ⅱ第2-8：同第1-14)

(※ サウナ室及びサウナ設備)

- e) サウナ室又はサウナ設備は次に掲げるところであること。
(要領Ⅱ第2-4：同第1-12(5))
 - ① 利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること。
 - ② 換気を適切に行うため、排気口は、適当な位置に設けること。
 - ③ 室内又は設備内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
 - ④ 放熱パイプは直接身体に接触しない構造であること。
 - ⑤ 入浴上の注意に係る表示をよく見える場所に掲示すること。

(※ 共同の入浴設備の要件)

- f) 原則として男女別に分け、各1ヶ所以上のものを設けること。
(要領Ⅱ第2-4：同第1-12(3))
- g) 入浴者の利用しやすい場所に、飲料水を供給する設備を設置すること。
(要領Ⅱ第2-4：同第1-12(4)2) f)
- h) ろ過器を設置する場合は、以下の構造設備上の措置を講ずること。
(要領Ⅱ第2-4：同第1-12(4)2) g)
 - ① ろ過器は、浴槽ごとに設置することが望ましく、1時間当たり浴槽の容量以上のろ

過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過機内のごみ、汚泥等を排出することが構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。

② 浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

③ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。

④ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

i) オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー環水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は地下埋没を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。

（要領Ⅱ第2-4：同第1-12(4)2)k)

j) 脱衣場が付設されていること。（要領Ⅱ第2-8：同第1-14）

9. 便所

1) 適当な数の便所を有すること。（令第1条第2項第6号）

a) 手洗設備は、要領第1-15（洗面所）に係る基準に準じて設けること。

（要領Ⅱ第2-5）

10. 調理室等

1) 当該施設に近接して飲食店がある等飲食に支障を来さないと認められる場合を除き、適当な規模の調理室を有すること。（条例第3条第5号）

11. 暖房設備

1) 当該施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。（条例第3条第4号）

a) 密閉式その他半密閉式等室内の空気を汚染するおそれがないものを備え付け、開放型のものは置かないこと。（要領Ⅱ第2-8：同第1-29）

12. 給水設備

- a) 水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。(要領Ⅱ第2-8：同第1-23(1))

13. その他

- 1) 施設の外壁及び屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。

(条例第3条第1号)

- a) ねずみの侵入を防止するため外部に開放する排水口、吸排気口等に金網を設けるなど必要に応じて適当な防除設備を有すること。(要領Ⅱ第2-8：同第1-4)

- b) 外部に開放される窓等には、金網等を設けるなど衛生害虫の侵入及び防止を図るための有効な防除設備を有すること。(要領Ⅱ第2-8：同第1-5)

- c) 廊下、階段(踊り場を含む。以下同じ。)は、適当な幅、高さ及びけあげ、踏面を有し、清掃が容易に行える構造であること。また、階段には高齢者等の安全確保のため必要に応じ手すり等の設備を設けることが望ましい。

(要領Ⅱ第2-8：同第1-10)

《下宿営業》

A 構造設備

1. 換気・採光・照明

- 1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。(令第1条第3項第1号)
 - a) 機械換気設備及び空気調和設備の外気取入口は、汚染された空気を取り入れることのないように適当な位置に設けること。(要領Ⅱ第3-7：同第1-28(1)1))
 - b) 給気口及び排気口(排気筒の頂部を含む。)には、雨水又は昆虫、鳥、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防止するための設備を設けること。

(要領Ⅱ第3-7：同第1-28(1)7))

2. 排水・防湿

- 1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。(令第1条第3項第1号)
 - a) 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に設けないこと。ただし、衛生上支障がないよう適当な措置が講じられているものは、この限りでないこと。(要領Ⅱ第3-9：同第1-3)

3. 客室

- a) 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。

(要領Ⅱ第3-1(1)：同第1-11(2))
- b) 衛生上支障のない場合を除き、客室は地階に設けてはならないこと。また、窓のない客室を設けないこと。

(要領Ⅱ第3-1(2)：同第1-11(3))

4. 洗濯室

- a) 必要に応じて、適当な広さの共同洗濯場及び洗濯設備を有すること。(要領Ⅱ第3-6)

5. 洗面所

- 1) 宿泊者の需要を満たすことのできる適当な規模の洗面設備を有すること。

(令第1条第3項第3号)
- 2) 洗面設備には飲用に適する水を供給すること。(条例第7条第3号)
 - a) 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、適当な数を有すること。

(要領Ⅱ第3-3：同第1-15(2))

6. 面接設備（玄関帳場）

a) 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の要件を満たす玄関帳場又はフロントを有することが望ましい。ただし、③の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場またはフロントを設置しないことができる。（要領Ⅱ第3-9：同第1-8）

- ① 玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。
- ② 事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。
- ③ 次のすべての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていないこと。
 - ア) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。
 - イ) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。
 - ウ) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

7. 浴室等

1) 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。

（令第1条第3項第2号）

a) 浴室(脱衣室を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。（要領Ⅱ第3-2：同第1-12(1)）

b) 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

（要領Ⅱ第3-2：同第1-12(2)）

c) 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。（要領Ⅱ第3-2：同第1-12(4)1)）

d) 脱衣場を設ける場合は、適当な数の洗面設備及び衣類を収納する保管設備を有すること。（要領Ⅱ第3-9：同第1-14）

(※ サウナ室及びサウナ設備)

- e) サウナ室又はサウナ設備は次による構造であること。(要領Ⅱ第3-2：同第1-12(5))
- ① 利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること。
 - ② 排気口は室内の適当な位置に設けること。
 - ③ 室内又は設備内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
 - ④ 放熱パイプは直接身体に接触しない構造であること。
 - ⑤ 入浴上の注意にかかる表示をよく見える場所に掲示すること。

(※ 共同の入浴設備の要件)

- f) 原則として男女別に分け、各1か所以上のものを設けること。
(要領Ⅱ第3-2：同第1-12(3))

- g) 入浴者の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設置すること。
(要領Ⅱ第3-2：同第1-12(4)2)f)

- h) ろ過器を設置する場合は、以下の構造設備上の措置を講ずること。
(要領Ⅱ第3-2：同第1-12(4)2)g)

- ① ろ過器は、浴槽ごとに設置することが望ましく、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過機内のごみ、汚泥等を排出することが構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
- ② 浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- ③ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。
- ④ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

- i) オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー環水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は地下埋没を避け、内部の清掃が容易に行

える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。(要領Ⅱ第3-2：同第1-12(4)2)k)
(要領Ⅱ第3-2：同第1-12(4)2)k)

j) 脱衣場が付設されていること。(要領Ⅱ第3-9：同第1-14)

8. 便所

1) 適当な数の便所を有すること。(令第1条第3項第4号)

a) 手洗設備は、要領Ⅱ第1-15(洗面所)に係る基準に準じて設けること。

(要領Ⅱ第3-4：同第1-16)

9. 食堂、調理室等

a) 調理室及び食堂を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有すること。(要領Ⅱ第3-5)

10. 暖房設備

a) 密閉式その他半密閉式等室内の空気を汚染するおそれがないものを備え付け、開放型のものは置かないこと。(要領Ⅱ第3-9：同第1-29)

11. 給水設備

a) 水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。(要領Ⅱ第3-9：同第1-23(1))

12(13). その他

a) ねずみの侵入を防止するため外部に開放する排水口、吸排気口等に金網を設けるなど必要に応じて適当な防除設備を有すること。(要領Ⅱ第3-9：同第1-4)

b) 外部に開放される窓等には、金網等を設けるなど衛生害虫の侵入及び防止を図るための有効な防除設備を有すること。(要領Ⅱ第3-9：同第1-5)

c) 廊下、階段(踊り場を含む。以下同じ。)は、適当な幅、高さ及び踏面を有し、清掃が容易に行える構造であること。また、階段には高齢者等の安全確保のため必要に応じ手すり等の設備を設けることが望ましい。(要領Ⅱ第3-9：同第1-10)

《各営業共通》

B 維持管理

14. 施設周囲、全般

1) 営業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。

(条例第7条第5号)

2) ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにその駆除を行うこと。

(条例第7条第6号)

3) 客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。(条例第7条第7号)

4) 換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、又は整備すること。(条例第7条第8号)

a) 施設の周囲は、定期的に清掃し、常に清潔を保ち、ネズミ、衛生害虫等の発生源が発見された場合は、直ちに、その撤去、埋去履土、焼却、殺虫剤の散布等必要な措置を講ずること。(要領Ⅲ-1)

b) 施設設備は、特に定める場合を除き、定期的に清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障がないように保つこと。また、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。なお、施設の維持管理のうち空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定される「建築物環境衛生管理基準」を遵守すること。(3,000㎡未満の施設については、努力義務。)(要領Ⅲ-2)

c) 宿泊者等の傷害、事故等の発生に備え、救急医薬品及び衛生材料を適切に備えておくこと。(要領Ⅲ-21(1))

d) 機械室、ボイラー室等の危険な場所には、幼児等の宿泊者が容易に入ることがないようにその旨が明らかにわかる措置を講ずること。(要領Ⅲ-22)

15. 浴室の管理

1) 浴槽水は、次に掲げるところにより措置すること。(条例第7条第1号)

ア 毎日取り替えること。

イ 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水(以下「連日使用

型循環浴槽水」という。)にあっては、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。

ウ 気泡発生装置等(気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備(シャワーを除く。))をいう。第5号において同じ。)、には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

エ 回収槽(浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。)内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。

オ 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。

2) 露天風呂がある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。(条例第7条第2号の2)

3) 営業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。この場合において、浴場及びその設備については、次に掲げるところにより措置を講ずるものとする。

(条例第7条第5号)

ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあっては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

イ 浴槽水のろ過装置、循環配管(浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管をいう。)及び水位計配管(水位計に接続する配管をいう。)を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

ウ シャワーにあっては、次の措置を講ずること。

(ア) その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。

(イ) 1年に1回以上その内部を洗浄し、及び消毒すること。

エ 集毛器を毎日清掃し、及び消毒すること。

オ 貯湯槽(湯を貯留する設備をいう。)及び調節箱(洗い場の給湯栓又はシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。)を1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。

カ 気泡発生装置等にあっては、次の措置を講ずること。

(ア) 1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

(イ) 空気の取入口から土ぼこり、浴槽水 等が入らないようにすること。

a) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。(要領Ⅲ-4(2))

また、上がり湯及び上がり用水は清浄で十分な量を供給すること。

b) 洗いおけ、腰掛等入浴者が直接接触する器具及び浴室内は、湯垢を除くなど適切に清掃し、必要に応じて補修し、常に清潔で衛生的に保つこと。(要領Ⅲ-4(4))

c) 設備は、次表により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。なお、消毒には材質等に応じ、適切な消毒剤を用いることとし、河川又は湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと。(要領Ⅲ-4(5))

場所	清掃及び消毒
ろ過器及び循環配管	1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について、適切な消毒方法で生物膜を除去 図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。
水位計配管	少なくとも週に1回、適切な消毒方法で生物膜を除去
シャワー	少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水 シャワーヘッドとホースは6ヶ月に1回以上点検し、内部の汚れとスケールを1年に1回以上洗浄、消毒
集毛器	毎日清掃、消毒
貯湯槽	60℃以上を保ち、最大使用時にも55℃以上とし、これにより難しい場合は消毒装置を設置し、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒
調整箱	生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒
気泡発生装置	気泡発生装置
浴室内の排水口	適宜清掃し、汚水を適切に排水する
その他の設備	必要に応じて清掃及び消毒

- d) 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、「指針」に適合するよう水質を管理すること。(要領Ⅲ-4(6))
- e) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1mg/Lを超えないよう努めること。結合塩素のモノクロアミンの場合には、3mg/L程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が原弱する場合、又はオゾン殺菌等の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行う場合はこの限りではない。(要領Ⅲ-4(7))
- f) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過器の直前に投入すること。(要領Ⅲ-4(8))
- g) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。(要領Ⅲ-4(9))
- h) サウナ室又はサウナ設備にあつては、室内の温度及び湿度について定められた数値の範囲を適切に保つため定期的に測定すること。(要領Ⅲ-4(16))

16. 脱衣場の管理

- a) 衣類かご(箱)、足ふき、体重計等人が直接接触する器具は、清掃を適切に行うとともに、定期的に消毒し、清潔で衛生的に保つこと。また、カーペットその他これに類する敷き物は、洗濯を適切に行う等衛生上支障がないように措置されているものを除いて敷かないことが望ましい。(要領Ⅲ-7)

17. 洗面所の管理

- 1) 洗面設備には飲用に適する水を供給すること。(条例第7条第3号)
- 2) 営業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。

(条例第7条第5号)

- a) 洗面設備には石ケン、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客1人ごとに消毒するなど衛生的なものを置き、くし及びヘアブラシの置き場所は、消毒済のものと使用後のものに区分し、その旨を周辺の適切なところに表示すること。また、カミソリを備える場合は、新しいものとする。

18. 便所の管理

1) 営業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。

(条例第7条第5号)

a) 便所は1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。また、座便式便器の便座部分は、1日1回以上消毒し、客室に付設されたものについては、消毒後、その旨を表示すること。(要領Ⅲ-9)

b) 手洗い設備は、消毒液又は石ケン、ハンドソープ等を備えるなど手洗いに常に支障が生じないように措置すること。(要領Ⅲ-10)

19. 寝具の保管室の管理

a) 寝具を収納する押し入れその他保管室は適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

(要領Ⅲ-11)

20. 使用水の管理

1) 洗面設備には、飲用に適する水を供給すること。(条例第7条第3号)

2) 換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、又は整備すること。(条例第7条第8号)

a) 施設の維持管理のうち空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定される「建築物環境衛生管理基準」を遵守すること。(3,000㎡未満の施設については、努力義務。)(要領Ⅲ-2)

21. し尿・排水・廃棄物処理施設

1) 換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、又は整備すること。(条例第7条第8号)

a) 施設の維持管理のうち空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定される「建築物環境衛生管理基準」を遵守すること。(3,000㎡未満の施

設については、努力義務。) (要領Ⅲ-2)

2 2. 換気状況の確認

- 1) 換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、又は整備すること。(条例第7条第8号)
- a) 施設の維持管理のうち空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定される「建築物環境衛生管理基準」を遵守すること。(3,000㎡未満の施設については、努力義務。) (要領Ⅲ-2)

2 3. 寝具類の管理

- 1) 寝具を常に清潔にし、寝具のうち、布団カバー、まくらカバー、敷布、寝衣その他宿泊者の皮膚に接するものは、これを宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
(条例第7条第4号)
- a) 同一の宿泊者にあっては、寝衣は毎日、その他のものは3日に1回は少なくとも取り替えること。(要領Ⅲ-18(2))

2 4. 案内書等の作成

- a) 衛生及び善良風俗の保持、避難経路の案内、非常時の対応策等に関する案内の文書、ポスター等を作成し、宿泊者の注意の喚起に努めること。(要領Ⅲ-20)

2 5. 宿泊者名簿

- 1) 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該官吏又は吏員の要求があったときは、これを提出しなければならない。
(法第6条第1項)
- 2) 宿泊者名簿を作成しこれを3年保存すること。(規則第4条の2第1項)
- 3) 宿泊者名簿は、以下のいずれかの場所に備えることとすること。
 - ① 営業を行う施設
 - ② 営業者の事務所 (規則第4条の2第2項)
- a) 宿泊者名簿には、宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項の記載を行うこと。

ただし、団体で宿泊するとき、代表者又は引率責任者において、当該団体の構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握されている場合においては、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項が記載されれば、この限りでない。（要領V-1）

b) 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法等により行うこと。

① 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。

② 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。

当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。（要領V-4）

c) 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えないこと。（要領V-5）

26. 利用基準

1) 善良な風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。（令第3条第1号）

2) 善良な風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。（令第3条第2号）

27. 営業者及び宿泊衛生責任者の責務

1) 感染症法の規定により就業が制限されている感染症にかかっている者又はその疑いがある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこと。（条例第7条第9号）

a) 営業者は、施設又はその部門ごとに、当該従業者のうちから公衆衛生及び善良風俗の保持に関する責任者（以下「宿泊衛生責任者」という。）を定めて置くこと。

（要領Ⅲ-25）

b) 営業者又は宿泊衛生責任者は、施設の管理が適切に行われるよう従業者の衛生等の教育に努めなければならない。（要領Ⅲ-26）

- c) 営業者は、公衆衛生の改善向上及び善良風俗の保持を図り、もってその経営を公共の福祉に適合させることを目的として、営業者相互の連携を密にするとともに自主管理を強化するため、本要領に基づき自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底させること。(要領Ⅲ-27)
- d) 玄関、玄関帳場、フロント等の利用者が見やすい場所に営業許可指令書を掲示することが望ましい。(要領Ⅲ-31)

28. 変更等の届出

- 1) 法令上の届出が規定どおり行われていること。(※10日以内) (規則第4条)